

鳥取縣公報

第 千 八 十 號

昭和十四年十一月十日

金 曜 日

本書ノ大キサ國定規格A5判

訓 令

◇鳥取縣訓令甲第十八號

財 務 出 張 所 長

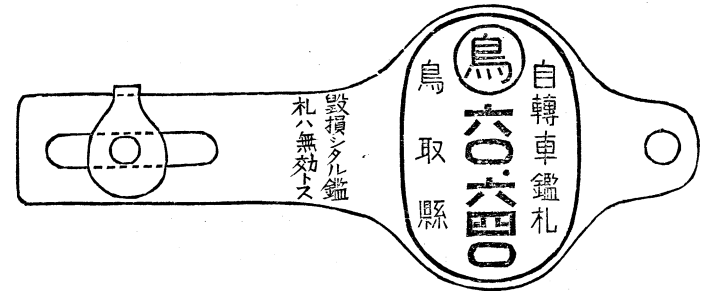
市 町 村 長

昭和七年五月鳥取縣訓令甲第九號縣稅鑑札取扱手續別記鑑札樣式中自轉車ノ樣式(荷積用鑑札乙號ヲ除ク)ヲ左ノ通改メ昭和十四年十一月十七日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年十一月十日

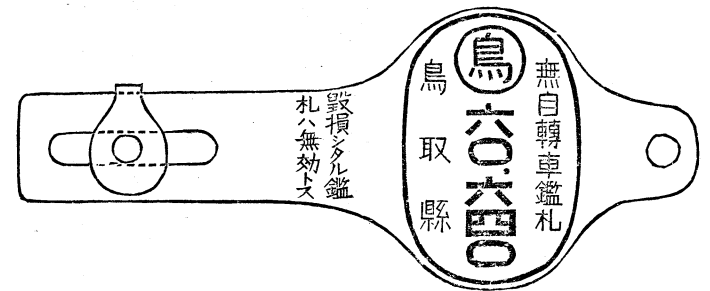
鳥取縣知事 副 見 喬 雄

式樣ノ車轉自
札鑑稅有



- 一、地質
アルミニウム
- 二、縦約六糎
横十四糎七糎
- 三、記號ハ各郡市毎
ニ其郡市ノ頭文
字ヲ丸内ニ刻印
ス丸ハ直徑一糎
四糎トス
- 四、地色ヲ白色トシ
記號及番號ハ赤
色ヲ以テ凹ニ、
其他ハ地色ノ儘
凸ニ刻印ス

札鑑稅無



- 一、記號ハ鳥
ヲ丸内ニ
刻印ス
- 二、其他ハ有
稅鑑札樣
式ニ準ズ

荷積用鑑札

甲號



- 一、記號、番號及横線ハ赤色ヲ以テ凹ニ
刻印シ其他ハ地色ノ儘凸ニ刻印ス
- 二、甲號鑑札ヲ一般ノモノト同様卷付ケ
タル上荷積ノ部分ノ適當ナル箇所ニ
乙號副鑑札ヲ卷付ク
- 三、其他ハ無稅鑑札樣式ニ準ズ

鳥取縣訓令甲第十九號

市 町 村 長
土 木 出 張 所 長

昭和七年十月鳥取縣訓令甲第三十一號時局匡救土木費縣費補助規程ハ之ヲ廢止ス
昭和十四年十一月十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

告 示

鳥取縣告示第七百二號

昭和十四年十一月鳥取縣訓令甲第十八號ヲ以テ自轉車ノ所有者ニ下付スベキ鑑札樣式改正ニ付自轉車所有者ハ十一月十七日ヨリ十二月十日迄ニ所轄市役所又ハ町村役場ニ於テ自轉車鑑札ノ卷換ヲ受クベシ

從前ノ規定ニ依ル自轉車鑑札ハ昭和十四年十二月十日限り之ヲ無効トス

昭和十四年十一月十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

鳥取縣告示第七百三號

昭和十四年十一月四日左ノ通區劃漁業ヲ免許セリ

昭和十四年十一月十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 免許ノ番號

第 貳 貳 五 號

二 免許年月日

昭和十四年十一月四日

三 漁業權者

鳥取市東町一番地

四 漁場ノ位置

鳥取縣西伯郡宇田川村大字本宮

五 漁業ノ種類及名稱

區劃漁業 第二種漁業 魚類養殖業

六 漁獲物ノ種類

虹 鱒 河 鱒

七 漁業ノ時期

自昭和十四年十一月四日

八 漁業期存續期間

至昭和二十四年十一月三日

九 條 件 制 限

漁場ノ上下流ニ各標柱ヲ建設スヘシ

鳥取縣告示第七百四號

因伯牛犢生產檢査規則第一條ニ依リ昭和十四年八月十五日迄ニ生産シタル犢ノ生産檢査並家畜傳染病豫防法第七條ニ依リ「トソコモナス」ニ因ル牛ノ傳染性流産豫防ノ爲左ノ區域内ニ於テ飼養スル牝牛ニシテ種付後百日以内並不妊ノモノ(分娩セシモノ及未ダ種付セサルモノニシテ近ク種付セントスルモノヲ含ム)及種牡牛ノ檢診左ノ通施行ス但檢診合格證有效期間内ノモノヲ除ク
依テ該牛ノ所有者又ハ管理者ハ種付證明書及檢診合格證携帶ノ上指定ノ日時及場所ニ牽付檢査並檢診ヲ受クヘシ

同	大郷村同	大郷村同	午後一時
同二十二日	松保村同	松保村同	午前八時
同	湖山村同	湖山村同	午後一時
同二十四日	豐實村同	豐實村同	午前八時
同	東郷村同	東郷村同	午後一時
同二十五日	大和村同	大和村同	午前八時
同	美穂村同	美穂村同	午後一時
同二十六日	大正村家畜市場	大正村同	午前八時
同	千代水村役場前	千代水村同	同十時半

◆鳥取縣告示第七百五號
八頭郡賀茂村大字郡家宮田勇ニ對シ十一月一日付羊豚家兔商免許鑑札左ノ通下付セリ
昭和十四年十一月十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 鑑 札 番 號
一 取 扱 家 畜 第 六 一 號
家 兔 兔 毛 皮

◆鳥取縣告示第七百六號
管下西伯郡ニ於テ左ノ通家畜傳染病發生セリ
昭和十四年十一月十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

病 名	畜 類	性	年 齡	發 病 年 月 日	斃 死 年 月 日	發 生 地
豚 丹 毒	豚	牝	一 歲	昭和十四年十月十八日	目下療中	西伯郡賀野村 御内谷五九二番地 梅原忠次郎

◆鳥取縣告示第七百七號
動力糶業免許者中左ノ通廢業届出アリタリ
昭和十四年十一月十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

番免許證號	住	所	氏名
三七五	岩美郡米里村	大路六三	野田太郎

◆鳥取縣告示第七百八號
 因伯牛犢生產檢查規則第一條ニ依ル生産檢查ヲ左ノ通施行ス依テ昭和十四年八月二十一日迄ニ生産シタル犢ノ所有者又ハ管理者ハ該犢ヲ所定ノ檢查所ニ牽付ケ檢查ヲ受クベシ
 昭和十四年十一月十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

検査月日	検査區域	検査場所	牽付時間
十一月十一日	八頭郡中私都村一圓	八頭村中私都村大覺王寺	午前九時
同	同 下私都村一圓	同 下私都村大坪	同
同 十三日	同 智頭町土師區一圓	同 大智頭町壇師	同

同	同 那岐區一圓	同 大字野原	同
同 十四日	同 山鄉村一圓	同 大山鄉村中原	同
同	同 智頭町山形區一圓	同 智頭町大字河合	同
同 十五日	同 富澤區一圓	同 大字新見	同
同	同 智頭區一圓	同 智頭家畜市場	同
同 十六日	同 社村一圓	同 社村大字安藏	同
同	同 大村一圓	同 大村大字鷹狩	同
同	同 用瀬町一圓	同 用瀬町家畜市場	午後一時
同 十七日	同 西鄉村一圓	同 西鄉村大字牛戸	午前九時

同十八日	同佐治村一圓	同	佐治村大字 古大市水	同同
同二十日	同散岐村一圓	同	散岐村大字 佐貫	同
同	同八上村一圓	同	八上村大字 曳田	同
同二十一日	同八東村一圓	同	八東村大字 東	同
同	同河原町一圓	同	河原町大字 河原	同
同二十二日	同國英村一圓	同	國英村大字 山手	同
同二十四日	同安部村一圓	同	安部村大字 安井	同
同	同大御門村一圓	同	大御門村大字 市ノ谷	同
同二十五日	同賀茂村一圓	同	賀茂村大字 郡家	同

正 誤

同	同國中村一圓	同	國中村大字 石田百井	同
同二十七日	同隼村一圓	同	隼村大字 見槻中	同
同	同大伊村一圓	同	大伊村大字 鹽上	同
同	同船岡村一圓	同	船岡村船岡家畜市場	午後一時

昭和十四年十一月四日付鳥取縣公報第千七十八號中左ノ通正誤ス
 第三頁ノ一行目第七條ヨリ行ヲ改ム
 昭和十四年九月十二日發行鳥取縣公報第千六十三號鳥取縣令第二十三號中左ノ通正誤ス

頁	行	正	誤
二	四	移出セザル	移出検査セザル
同	五	農産物検査吏員	農産物吏員

行 族 死 亡 人

- 一 取 扱 人 長崎縣北高來郡諫早町長
- 一 本籍住所氏名年齢不詳推定年齢四十五才位ノ男
- 一 人 相

丈五尺一寸位顔面ハ粉碎サレ形不明頭髮五分刈前長ニシテ白髮ヲ交エズ

一 着 衣

鼠色人絹織單衣ニ濃鼠色人絹縮兵庫帶白綾ノ猿股ヲ着ス

一 特 徴

右足親指ナシ一見労働者風

右ハ十月一日午後二時三十一分頃長崎縣北高來郡諫早町榮田名

七二本番地鐵道線路上ニ於テ轢死セラシテ發見成况ニ依リ假埋

葬セリ

右心當リノ向ハ直接當該町長宛照會相成度

行 族 死 亡 人

- 一 取 扱 者 和歌山縣和歌山市長
- 一 本籍、住所 不詳ノ男
- 一 氏 名 白 南 錫 當四十五年(推定)

身長五尺二寸位色黒丸顔鼻低眉薄頭髮白髮交リ其ノ他普通一見労働者風白シャツ霜降半ズボン黒サルマタカキ色鳥打帽子護謨セツタ

一 着 衣

死体ヨリ五六間離レタル處ニヌギ捨テアリ

シヲ以テ常ニ着用セシモノト認ム黒革ニツケル鎖付錢入在中

金六拾六錢及白南錫ト刻セル印鑑ト煙草入壹個所持ス
右ノ者昭和十四年七月九日午後九時二十分頃和歌山市四ヶ郷水道路踏切り東方約一丁ノ處ニ於テ轢死セラシテ發見後警察署ヨリ引渡ヲ受ケ假埋葬ニ付ス
右心當リノ向ハ直接當該町長宛照會相成度

行 族 死 亡 人

- 一 取 扱 人 和歌山縣海草郡湊村長
- 二 氏名、族稱、職業・年齢不明ノ男
- 三 本籍地及住所又ハ居所不明
- 四 風采相貌特徴

身体中肉色普通顔丸キ方鼻普通目ハ丸クシテ窪ミタル方頭髮五分刈身長五尺位榮養上其ノ他普通

特徴背及腹部ニハ灸痕多發アリ右横腹ニハ焼痕ノ如キモノ顯

ハル齒ハ總義齒ニシテ金齒ヲ交フ

死後約四時間ヲ經過ス

五 親族故舊扶養義務者ナシ

六 本籍地又ハ住所所出發前ノ狀況不明

七 旅行及經歷 不 明

八 着衣及所持品又ハ遺留品紺サージ

上下背廣服絹白襦袢白木綿襪又花色ノ靴下ボツクス赤靴左足

ニ穿ツ毛糸薄茶色ノ腹巻及白木綿ニ南無阿彌陀佛ト記入シ腹

部ニ巻付ケアリ所持品ナシ

九 取扱顛末ノ概要 九月二十五日午前六時半本村字濱ノ坪海

岸ニ死体漂着ノ旨駐在所巡查ヨリ通知ニ接シ現場ニ出張引取

人ナキヲ以テ醫師檢視視瀆ノ上死体ヲ引渡ヲ受ケ同時ニ本村永

禪寺墓地ニ假埋葬取計ヒ置キ其ノ後和歌山新報社ニ公告依頼

ヲナシタリ

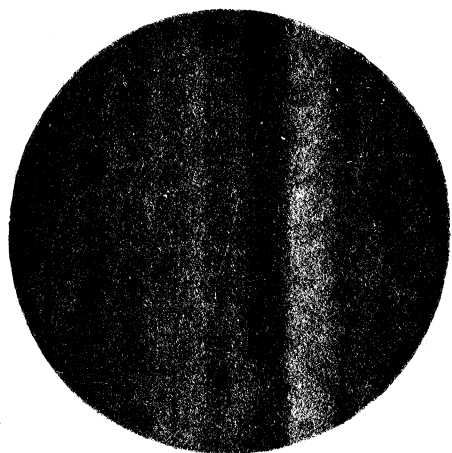
右心當リノ向ハ直接當該村長宛照會相成度

彙 報

報

第二十九號

事 變 特 報



舉國一致

盡忠報國

堅忍持久

00320

目 次

- 一 早害對策協議の市町村長會議に於ける知事の訓示要旨……………一頁
- 一 倭人神社の國幣小社列格……………(社寺兵事課) 二頁
- 一 現下の時局と國民の覺悟(承前)……………海軍中將 野田清閣下 二頁
- 一 海軍志願兵について……………(社寺兵事課) 二頁
- 一 鐵鋼需給調整に縣民の協力要望……………(商工水産課) 三頁
- 一 加里肥料不足と木炭類の増産……………(農 産 課) 三頁
- 一 物價騰貴は……………
- 一 何故防がねばならぬか……………(商工水産課) 三八頁
- 一 我が國の人口問題……………(衛 生 課) 四二頁
- 一 傷痍軍人台帳の整備……………(社 會 課) 四七頁
- 一 市町村統計主任會議……………
- 一 並縣統計協會總會開催……………(統 計 課) 四八頁
- 一 貴族院議員の傷病兵慰問……………(社 會 課) 五〇頁

金の死蔵をやめさせよ

00321

早害對策協議の市町村長會議に於ける知事の訓示要旨

縣では去る十月三十日過般の地方長官會議に於ける政府の施設方針を傳達し、併せて早害對策を協議するため縣下市町村長會議を縣立鳥取圖書館講堂に於て開催したが、當日の副見知事の訓示要旨は左の通りである。

本日茲に縣下市町村長各位の會合を煩はしました所以は、過般開催の地方長官會議に於ける政府施設の方針を傳達し、以て各位の善處協力を求むると共に今夏未會官の早害に對する諸般の對策事項實施に當り、篤と打合せ協議を遂げ、其の遺策なきを期したいと存する次第であります。

政府は茲に聲明を發して現内閣の抱負する政綱の一斑を宣明せられたのであります。其の中該とする處は支那の崩壊に對し、其は自ら支那を侵略して復た微妙なる國際情勢に對處し、其は軍備の充てと基本國策の轉移とを稱揚し、内々諸般の施設を遂げ、其は目的に統合集約し、以て東亞に於ける新態勢の建設に邁進せんとするものであります。

支那の崩壊の根本方針は既に決定せられ、嚴として行動すべきものがあるものであります。假令幾度會閣の更迭を見、又如何なる國際情勢の變遷が起つても、寸毫だに動搖することなく確固不動であります。且獨伊防共協定の精神に反する獨ソ不可侵協定の締結、及び歐洲の動亂等國際情勢の急轉回に際しても依然として變動することなく、而も歐洲の動亂に不介入の方針を採り、之を中外に闡明した所以も亦此處に存する次第であります。

今や 御稜威の下皇軍不斷の進撃に加ふるに、國際情勢の變動に依つて最近蔣政權の實力は頓に衰退し、又新中央政權が新支那更生に協力する同憂具眼の士に依つて近く其の成立を見んとして居り我國と致しましても支那に於ける現實の事態、並に一般情勢を充分照合し、眞に支那民衆の輿望を擔つた強力なる政權の生誕を期待し、進んで之が成立を援け、之と提携協力して以て事變處理の完遂を圖らんとして居るのであります。

然るに歐洲動亂の勃發に次いで滿蒙國境に於ける日滿ノ蒙間の紛争、所謂「ノモンハン」事件も彼我の間に停戦協定の締結を見るや、援蔣第三國の極東に勢力を伸張するの餘裕なしと速断し、直に事變解決の目途がつくものと考へるものがありますが、事變處理は只單に蔣政權衰亡して新中央政權が成立し、和平の回復に依つて終結となすべきに非ず、眞の目標は日滿の一体性と日支の新關係が實現され、依つて以て東亞新秩序の建設成り、東亞永遠の安定が確保せらるゝことにあるのでありますから、是等國際關係の推移に右顧左眎することなく確固不動の信念を堅持し、所期の目的に向つて渾然國力を集中統合し、此の帝國の歴史的使命達成に一路邁進すべきであると信ずるのであります。

故に政府に於きましては、外は世界情勢の推移と列國の動向とを注視して東亞新秩序の建設を妨ぐるることなからしむると共に、内は銳意軍備の充實と基本國力の培養とに力を注ぎ、従つて其の財政經濟政策も國防力、經濟力等の基本國力を涵養充實することを根本方針と致して居るのであります。重要國防資源の自給自足を圖るため生産擴充計畫の實行を促進すると共に、經濟部門に互り日滿支を通ずる綜合計畫を確立して綜合經濟力の擴充と、其の圓滑なる運用とを期して居るのであります。

之が爲には國家總動員態勢を愈々強化し、就中物資動員の整備、物價の統制、勞力の雷給、整等

一段と其の度を加ふることも覺悟せねばなりません。然るに今次歐洲に動亂の勃發するや、嘗つての歐洲大戰と其の事情を全然異にするにも拘らず、當時の財界好況を夢見て戰爭景氣を謳歌するの傾向あり、新東亞の建設、生産力擴充計畫の遂行等には尠からざる支障が豫想せられましたので、銀行其他金融機關に對し、株式たる商品たるを問はず、投機思惑に流用せらるゝ懼れありと認めらるゝ資金の放出を抑制すると共に、國家總動員法の發動を促し、價格、運送賃、保管料、保険料、賃貸料、加工賃、賃金及給料等、價格構成要素の全般に互り統制を斷行せられたのであります。が、物價の暴騰を防止し、思惑の跳梁を抑制することは時局下經濟政策の中心を爲すものでありますので、今後に於ても尙ほ必要に應じ資金、物價、勞力等の各種廣汎なる資源に強度の統制を加へらるゝことも肯んせらるゝのであります。

此の間に處し、銃後國民生活の安定を確保するは最も緊要なことであります。故に常に管下民生の生活の實情を洞察し、苟くも之を脅威する障害の除去に當つては機宜の措置を講ずることなく、殊に出征軍人の遺家族傷痍軍人の生活の安定には毫も遺憾なきを期し、又經濟統制諸法令の實施の結果、轉業の己むなきに至りたる者に對しては銳意之が匡救の方途を講ずると共に、殷賑產業關係者に對しては特に自肅攝制を要望し、一般國民に對し生活の各部門に互る強力なる統制が、時局收拾のため眞に己むを得ざるものなることを理解せしめ、國民各層等しく生活の刷新を斷行して困苦欠乏に堪へ、時艱克服に邁進するの精神を鍊成するやう之が補導に努むべきであると信ずるのであります。

此の秋に當り、今夏未曾有の旱害を被りましたことは洵に遺憾に堪へない次第であります。併し此の未曾有の被害にも拘らず、被害地農村民が極めて平靜なる態度を以て旱害復興に全力を盡して居らるゝことは洵に感激の極みでありまして、之が對策に付ては能ふ限りの方途を講じたいと存す

る次第であります。

畏き邊りに於かせられましては、旱害地視察のため特に侍從御差遣の有難き御沙汰を賜はつたのでありまして、御聖慮の宏大無邊なること恐懼感激に堪へない處であります。政府に於きましては所管の大臣並に政務官を派遣し、又關係各省部局よりも屢々係官來縣して具さに視察調査を遂げ、應急對策としては既に第一回及び第二回の兩度に互り、豫備金支出に依り差當りの施設を講じ、尙ほ被害の實情に應じ、臨時並に恒久的の對策を講究するの意圖を有して居るのであります。又縣に於きましても既に十二萬九千餘圓を支出して應急對策の一部を講じたのでありますが、今回更に六十五萬六千餘圓を以て冬期農作物種子購入、灰燻竈設置、綠肥種子購入配付、三椶補植、農作物旱害防除施設、耕地施設、市町村土木事業等の諸施設を行ひまして第一次の應急施設を補ふことに致したのであります。又恒久的の施設に付ては目下國庫補助を要求中であり、補助決定の上は直に實施計畫を樹立し、對策の遺憾なきを期する所存であります。

縣民は克く、御聖旨を奉體し、困苦を忍び益々奉公的精神を發揚して時局下増産計畫の遂行に支障なきを期せねばならんと存するのであります。

以上は刻下の情勢に鑑み、地方行政上當面の要務に付き所信の一端を申述べたのでありますが、各位は深く思ひを此の國家的目的に致され、克く民心を指導して益々堅忍持久の風潮と國民精神の昂揚とに努め、國民を總動員して時難克服に邁進し、以て國家の隆昌と國民の福祉の爲め最善の努力を傾倒せられんことを切望して已まない次第であります。

政府施設方針の委細は地方長官會議に於ける各大臣の訓示寫を御手許に配付致しますから、御熟讀の上其の趣旨に徹底的御協力あらんことを希望致します。尙ほ別に指示致します事項に付ては充分なる協議打合せを遂げられたいと存じます。

倭人神社の

國幣小社列格



東伯郡舍人村大字宮内に鎮座あらせらるゝ縣社倭人神社は、十一月一日を以て國幣小社に列せられる旨仰出されました。

倭人神社は古來伯耆の一の宮として崇敬厚き神社でありまして、祭神は武甕槌神・經津主神と共に國土平定の業に興り又倭文の遠祖として機織の業を創め國土開拓に幾多の功績を残し給へる建葉槌命を主神とし、配神として大國主命の御女下照姬命・大國主命の御子事代主命及び建御名方命・大國主命と共に國土經營に御盡瘁あらせられた少彦名命・下照姬命の夫神天稚彥命及び天稚彥命と御親交のあつた味耜高彥根命の六柱神を奉祀あらせられまして、古くから上下の尊崇頗る厚く醍醐天皇延喜の始めには小社に列して祈年の國幣にあづかつて居たのであり

まが、後更に伯耆國一の宮と稱せられ、のでありました。

中世以來は伯州第一の總社として尊崇頗る厚く、戰國時代に入つては尼子氏、江戸時代に及んでは池田藩主代々の尊信を受ける等その由緒頗る顯著なものがありましたにも拘らず、明治維新の際諸國の一の宮は殆ど國幣社に列せられたのに當神社は縣社に列せらるゝに止まりましたので、氏子・崇敬者は申すに及ばず縣民一同均しく之を遺憾とし、大正十二年に及び有志相謀つて昇格期成會を組織し爾後資産の造成・社殿境内の整備に努め、本年九月全く完成したのであります。

斯くして多年の宿望達せられ茲に列格を見ましたことは、時恰も皇紀二千六百年を明年に控へて、國民は一致協力興亞の聖業達成の爲に邁進しつゝある時、最も意義深きを感じる次第であります。

x x x

現下の時局と國民の覺悟

海軍中將 野田 清

(中)

次にフランスは歐洲戰爭に於きまして英國に追隨、或は寧ろ盲從して居るやうな情勢であります。支那事變に付きましても同様英國に追隨する政策を取つて居るのであります。

尙ほフランスは自分の生命線である國境にドイツの大軍を邀へ受けて居りますので、財政的にも軍事的にも此の方面に勢力を集中致し、従つて支那方面に從來の如き積極の方策を取ることは困難と考へられます。但し佛領印度支那は總て海上を日本海軍に依つて制壓封鎖せられて居る状態に於きまして、蔣政權が陸上の軍需品、兵器の輸送路として重要な地位を占めて居りますので、之等の地位を從來の如く利用せしめることは考へられるのであります。

更にソビエツト聯邦は、今次の戰亂に於きま

しては從來見ざる處の態度を取つて居るのであります。即ち思想戰、或は赤化其のものでなく領土侵略を目標として行動して居るのであります。既にポーランドの大半を其の權力下に置き尙ほ更に此の勢に乗じてバルカン方面、バルト海方面を睥睨し、從來稍ともすれば歐洲の政局に置き去られたソビエツトは、今回の機會を捉へて勢力擴充に乗出したのであります。勿論之がため百萬を超ゆると稱せらるゝ大軍はポーランド方面に集結進駐し、豫備役の動員を行ふ等、戰時態勢を以て歐洲に力を注いで居る情勢であります。従つて從來の如く蔣政權に對する飛行機、其の外兵器の供給は、餘程其の程度を減するであらうと思はれます。併しソビエツト聯邦に取りましては、蔣政權に可成り深く喰ひ込んだのでありますから、益々確と連絡を取り

取らざるを得ないことは當然であります。

まして、今日まで得たる立場を護ることを忘れるものでないことは當然であります。

次に米國であります。米國は今次の歐洲戰亂には囿外に立ちまして、此の戰爭に巻き込まれることを極力避くる手段を取つて居ります。勿論新中立法が近く米國の議會を通過するものと考へられますが、此の新中立法に依つて第三國の交戰國に對して武器の輸出が自由になりますので、英佛に軍事的援助をなすが如きことは考へられますが、目下の情勢に於きましては戰亂に介入することを極力避けて居ります。而し支那問題に對しては非常なる關心を持つて居るのであります。今日米國が支那に有つ權益は少いものであるにも拘らず、曾つては我國に門戸開放、機會均等と云ふことを以て我國に抗議提唱をなした如き、更に今次事變始まるや、一昨年十月米國大統領ルーズヴェルト氏は、シカゴに於て日本が九ヶ國條約の違反行爲をなして侵略的行動を取りつゝあると云ふことを内外に明言して居るのであります。

從つて支那に同情的立場を取り、今日まで陰に陽に財政的、即ち借款(クレヂット)或は兵器の輸出等に便宜を圖つたのであります。米國の立場としては、今後も舊來の如く蔣政權援助の立場を取るものと考へるのであります。

之を要しまするに、從來蔣介石援助に力を注いだ英、佛、ソ聯、之等の三國は歐洲戰亂に依りまして實質的に蔣介石援助の力を弱めることは當然あり得ると考へるのであります。が併し蔣政權としては、之等の情勢を篤と看破し、之に對應する諸般の方策を講ずることも想像せられます。現に蔣介石は、今後米國に頼らなければならぬと云ふことに着目致し、曾つて米國に大使を勤めて居りました王正廷を派して米國に援助方を懇請すると云ふことが新聞原稿で傳へられました。恐らく斯の如き手段、或はそれに類似の方法を取るであらうと考へられます。

蔣政權は此の新情勢に對して挽回の策を取るでありませうが、我國としては此の情勢に乗じまして、此の好機を捕へて一舉に蔣政權を屠るた

めに全力を以て邁進しなければならぬことは勿論であります。而して此の善處に當りまして我が軍事的行動即ち支那に於ける作戦行動に付きましては、銃後國民は我が忠勇なる出征將兵に全幅の信頼を捧げて差支へないと思ひます。假令蒋介石軍隊が今後如何に反撥し來り、或は如何にゲリラ戰術を逞しうしましたにしろ、我が將兵の勇戰奮闘必ずや之を撃ち碎き、我軍の目的を達成しますことを此處に私は皆さんと共に確信致す者であります。唯我國民は、出征將兵の忠勇に對して感謝且つ感激の涙あるのみであります。

扱て銃後の國民としてなすべきことは何であるか、之は要約して申しますれば、我等銃後の國民は、出征將兵の後顧の憂ひを絶對になからしめるために銃後の後援を益々強化し、銃後の護りを愈々固くし、一方軍備を完璧にして更に國民精、神を高揚し、國家總力を充實發揮して我國の進展隆昌を圖らねばならぬと云ふことに販着すると考へるのであります。

此の點に付きましては、先程總務部長さんから國民精神總動員運動に關連して詳しく申述べられたのでありまして、特に申上げる必要はないと考へられますが、軍事的方面から考察して二三の所見を述べたいと存するのであります。

銃後の護りを固くすると云ふ點に付てありますが、御承知の通り從來の戦争、例へば日露戦争、或は日清戦争等に於きましては所謂、武力陸海軍直接の兵力戦であつたのであります。前回の世界大戦以來、單り武力のみならず國家總力の對抗戦となつたのであります。今次の歐洲戦争に於きましては宣傳戦、思想戦、銃後國民の攪亂戦と云ふものが、從來の戦例に鑑み一層重點を置かるゝやうになりましたことは注意しなければならぬ點であります。即ち歐洲戦争の現在の状況を見ましても、ポーランド方面の作戦は終了しましたので之は別とし、獨佛國境に於ては互は堅固なる要塞陣地があることも一因であります。大砲の應酬位で殆ど活動してゐない程度であるにも拘らず、宣傳戦、銃後攪

亂戦は着々進展して居るのであります。皆さんはラヂオのニュース、或は新聞紙上等に於て御承知と考へますが、英國の偵察飛行機、恐らく數百台に上りませう。之が數回に亙りドイツの内地深く進入偵察致しましたが、爆彈一ヶ投することなく毎回宣傳ビラを撒布したのであります。之は所謂銃後のドイツ國民を攪亂する目的のためであります。又英國はドイツの國內に草命が起つたと云ふことをラヂオを通じて内外ドイツ國民にも宣傳し、又ドイツもラヂオ其の方法を取りまして、印度が米國の参戦に反對して居ると云ふやうな色々な事柄を宣傳して居るのであります。

我國に於けるが如く銃後國民の結束固きものに對しては殆ど其の效果を得難いのであります。すが、此の前の世界大戦に於きまして盛んに用ゐられ、其の效果は驚くべきものがありました。即ち前回の大戦に於きましてドイツが陸上作戦に著大の勝利を得ましてドイツ國內には敵兵一人も入れて居らないのであります。而もロシア

虜フランスに深く進攻して居り、又ドイツの海軍は英國の海軍より劣勢でありましたけれども其艦隊の存在と健闘は、優に英國海軍に對抗せるのみならず、殊に其の潜水艦の活動の如きは非常に目覺ましいものであります。若しあの潜水艦戦が休戦になりました時から尙ほ數週間續きましたならば、英國は食糧缺乏の點から、どうしても休戦を提議しなければならぬやうな状態にありましたことは、事後の検討で明かにせられました。

斯の如くドイツが陸上方面に於きましても、亦海上方面に於きましても、勝利の榮冠を得やうとする一歩前に遂に敗れましたのは、所謂銃後國民の崩壊と云ふことに販着するのであります。又ロシア帝國の崩壊したのは軍隊の反亂等も其の重因であります。銃後國民の支離滅裂が主なる原因であるのであります。斯の如く歴史が例證して居ります如く、銃後國民の強化と云ふことは非常に重大と考へられます。尤も帝國としては此の點に懸念はないのであります。

此の際益々其の護りを固くして、微動だせぬやうにする必要があると考へるのであります。

次に軍備の問題でありますが、凡そ一國の安全が其の國のみに依つて保障せられ、其の國の安全を保障するに必要な軍備は、其の國自ら之を賄はなければならぬことは申すまでもないのであります。若しそれ國際聯盟、或は相互援助條約等、所謂他力本願、若くは集團安全保障制度と云ふやうなものを若し頼りますならば、今回ポーランドが一ヶ月にして亡びましたと同様な運命に陥るでありませう。又一方ドイツがベルサイユ條約に依りまして軍備を非常に制限せられ、軍用飛行機一機、潜水艦十隻すら建造し若くは之を持つことを許されなかつたにも拘らず、國際監視の目を外して之等の兵器を外國で部分的に建造し、或は極秘裡に國內で建造する等色々の手段を取りまして、遂に必要とする軍備を整へたのであります。ドイツはベルサイユ條約の軍備制限條項の破棄を聲明し、軍備の平等と云ふことを主張し、自主的軍備の充實に着

手したのは今から五年ばかり前のことであります。然るに同國空軍は今日歐洲第一であり、歐洲戰爭前八千機内外の軍用飛行機を持つたと稱せられるのであります。又陸軍に付きましても亦海軍に付きまして、同様に軍備の充實を圖りまして自國の安全を自分の手に依つて保障し又必要とする同國々策の遂行上、軍備を後楯として強大な軍備を整へましたためにドイツが急速に復興し、又今日の活動が出来たのであります。



海軍志願兵について

一 志願兵制度

我が帝國は東亞に於ける安定勢力となつて世界の平和に貢献しようとする一大使命を有してゐるのであつて、この目的を達成する爲には陸軍

と戦時とを問はず我が海軍は其の内容を充實して其の實力が自他ともに信頼するに足るものになければならぬ事は絶対に必要なことである。

近時に於ける軍艦並に海軍兵器や機關の構造は益々精巧複雑を極めて、之を活用して最大の威力を發揮せしめる爲には明敏なる頭腦と優秀なる學力とを兼備し、思想堅實、身體強壯な青少年を海軍に入れて長期間の教育訓練を實施し且つ海上の諸象に馴れて、その中であつて之等を活用して其の最大威力を發揮し得る處の精銳なる兵員を養成しなければならぬのである。

世界列強の海軍が何れも殆ど全部服役年の長い志願兵を以て之に充當してゐるのも之が爲であらうと思はれるのであるが、我が帝國の海軍では兵役法本來の精神に立脚して、比較的短期間の教育で差支のないものは努めて徴兵を以て充てることとして、志願兵と徴兵の兩制度を併せ用ひ、目下志願兵は徴兵の六割を採用しつゝあるのである。

現在我が海軍に於ける下士官の大部分は志願

兵から任用せられてゐるのであつて、従つて志願兵の採用数を縮減することは勢ひ下士官任用率を増大して志願兵の進路を開拓し優遇することになるのであつて、下士官として長く重要な配置に就かしめて戰鬪能力の向上を期することになるのである。

故に志願兵は勅令の示すやうに、全部が將來下士官たるに適當な素質の者である事を要するのである。しかも准士官、特務士官も皆之等の下士官から選抜せられるのは云ふまでもない事であるから、志願兵の優秀と云ふことは實に我が海軍の實力充實上實に緊要な事柄なのである。又もし將來下士官たるに不適當な者が志願兵として入つて來るならば、多年海軍で施した教育訓練も甚つ效なくして現役を退くに至るものであつて、斯くては實に海軍の損失であるばかりでなく、本人としても其の目的を達する事が出来ないで空しく歸郷するに至るものであつて當人はもとより將來の志願兵募集上にも悪影響を及ぼすこととなつて甚だ遺憾なことである。

一 志願兵の素質

前に述べたやうに海軍志願兵は徴兵とは違つて將來下士官となり、進んで准士官・特務士官として重要な地位につくべき幹部を目標として徵募せられ、且つ何れも特別の教育を施して所謂一人一役を以て國防の重大責任を荷ふべきものであつて、例へば戰艦主砲方位盤射手は、全砲塔の發射を掌り、魚雷方位盤幹部射手は全發射管の魚雷發射に當り、機關科運轉下士官は操縦弁を以て一艦の推進を掌り、又掌電信兵及掌信號兵は指揮官の耳目となつて無線電信及諸信號に依り作戰上重要な通信を擔當すると云つた具合に、その人を得ると得ないとは戰闘力を發揮する上に影響する處眞に大なるものがあるのである。

であるからその選兵には特に嚴密な體格検査學力試験と慎重な人物検査を行ひ、人物、學力體格共に優秀な青年を簡拔して、以て人的要素を極度に向上せしめねばならぬのである。

従つて市町村當局者にもとり、青年學校其

の他の學校、在郷軍人會其の他各方面の人々もよく協力連絡し、一方父兄もよく帝國海軍の使命の愈々重大であることを認識して、以て國防を双肩に擔ふに足る優秀なる青年が多數奮起して志願徵募に應ずるやう獎勵を望む次第である

一 具體的注意事項

(1) 志願者の學力は高等小學校卒業程度以上であること。

從來志願者の中には往々にして推定學力四・五年程度と思はれる者もあつたのであるが、之等は志願者としては不適當であつて、本人としても入團當時の新兵教育に於て教科書を讀むに苦しまばかりでなく、各種練習生採用試験(普通學)に不合格となつて將來の發展は望まれない。

(2) 學術講習及び豫備試験の勵行を希望する。學力試験の不合格者は殆ど全部數學の不合格者である。讀書は學校卒業後も之に親しむ機會が少いに反して數學は日常使用する機會が少い

ので、自然忘れ勝になる爲と思はれる。又小學校青年學校の成績が優秀なものであつて、學術不合格となる者も多いが、これも暫く學科から遠ざかる爲に忘れ勝になる爲であらう。之等の者について在學當時の學力に挽回させる爲に其の講習や豫備試験をその市町村に於て實施することは極めて効果的である。

講習は二週間以上實施し、其の間に四、五回位の豫備試験を實施すれば効果は相當大であらう。學力試験の時間は算術四十分、讀方二十分間であつて時間も少いから、時間の練習にも豫備試験は有効であらう。

前年度の學術試験問題は市町村に配布した「志願兵の棗」に掲載してある。

(3) 身體豫備検査を市町村で行ふことも非常に有効である。

校醫其の他の醫師に依託する事が出来れば結構であるが、素人で學校備へ付の用具で出来る程度の検査だけでもよいのである。これによつて身長・視力・體重・胸圍の不足、極端なる扁平足

等のものを除外することが出来れば大變都合である。

尙優秀な體格の持主であつて、懸垂力不足・活量不足・軽度のトラコーマ・皮膚病の如き一時的疾患の爲に不合格となる者が相當あるが、之等は身體豫備検査の時に發見し得たら懸垂の練習、深呼吸の勵行又は豫め治療すること等によつて相等不合格を防止し得るであらう。

(4) 志願兵は前に記したように永年海軍に奉公して、多くは將來下士官となるべきものであるから思想素行等の善良であることが肝要である。中等教育を受けた者はその將來性が多いのであるが、中には往々にして思想が堅實でなく、惡癖のある者、品行不良の爲に中等學校を中途で退學した者等がある。これ等のものは合格しても矢張り永續しないで挫折するものが多い。

(5) 胸部疾患、脚氣、癩癩等の既往症のある者精神病系統者、貧困の爲生活が不安であつて軍事救護を要する者、家庭の事情に依つて中途に現役を退かねばならぬやうなことが豫見できる

鐵鋼需給調整に 縣民の協力要望



者等は却つて將來不幸を招來することが多いから志願兵の特質上志願を避けた方がよい。

(6) 沿岸漁村の青年、船乗経験者等は海上作業に對しては適當であつて、大いに志願を望むものであるが、中には往々素行の思はしくない者がある。この點注意を要する。

(7) 農村又は山間に於ける。淳朴な青年は志願兵として一般に優秀な成績を擧げてゐる。入團前に海上の経験がないことやその職業的經驗は別に願慮を要しないから、農山村出身の志操堅實で純真精勵な志願者の増加を希望するものである。

(8) 明年度の募集員數は本年の約五割を増加せられてゐる。

明年度に限つて掌電信兵を除く水兵や、飛行豫科練習生又は偵察練習生志願者を除く航空兵及び機關兵志願者の視力規格が、各眼視力〇、八以上にして矯正視力一、〇裸眼の兩眼視力一、〇以上の者は合格と爲し得ることとなつたことは既記の通りである。

事變の進行と共に我が國に於ける鐵鋼の需要は益々増大するに對して、これが供給は逐次不足の度を増しつゝあるので、使用の制限と配給の統制について常に全力を注いで居る處であるが、縣ではこれに對し縣民をして一層積極的協力をなさしめる爲今同市町村長に對してその旨通牒し、特に左記事項につき縣民の協力を指導するやう要望した。

抑々鐵鋼は固より國民日常生活の必需品であるから、政府としてはその圓滑なる供給について充分の注意を拂つてゐるのであるけれども、尙供給の不足はいよゝゝ深刻化し、中には理解の不充分からこの供給不足に對して不満足聲を

發するものもあるやに聞くのは甚だ遺憾なことであるので、この際市町村を通じて一般縣民にこの國家的に重要な鐵鋼需給調整の趣旨を徹底せしめて國策に協力せしめんとするものであつて、これが爲には一般市町村民に對して趣旨徹底の途を講ずると共に、一面農林、水産、商工、貿易其の他の産業團體又は教化團體にも、充分なる協力を求めることとなつてゐる。

× ×

- 一 工作物の築造は之を自制せしめ鋼材亞鉛鍍板釘等は極力之を節約せしむること
- 緊急必要のものと雖當該部門の割當の餘裕又は手持あると否とを問はず鐵鋼以外の資材を以て建設せしめ又は既設工作物を繰替利用する様考慮せしむること。
- 一 鐵鋼製の工作物又は什器類にして容易に木竹製陶磁器製等に改造又は置換へ得るものは公共團體等のものは勿論各個人のものに付ても考慮せしむること

- 一 既存又は新に發生する故又は層の鐵鋼は之を死藏すること無く速に日本鐵屑統制株式會社に賣却し鐵鋼の圓滑なる供給に協力する様勸説すること
- 一 各種物資の荷造包装に付ては物資の種類數量荷造包装の目的其の他を十分考慮せしめ漫然從來の習慣に支配せらるゝ爲又は必要以上の堅牢を期する爲釘、針金、帶鐵其の他を濫費することなきを期すること
- 一 尙竹釘繩蔓籠俵の類を以て鐵鋼製荷造包装用具に代用せしむることに付ても考慮を拂はしむること
- 一 罐詰用空罐の輸出用及軍需要以外に充當すべき數量は之を増加せしむること困難なるを以て食料品罐詰の製造に付ては商工省に於て適切なる方策を考慮中なるも不取敢國民一般が濫に食料品罐詰を消費して罐の需要の増加を招來することなき様自制せしむること
- 一 農畜水産物其の他の出荷團體をして釘其の

他荷造包装材料の使用に付団体員の指導をなさしむると共に荷受者側と連絡し空箱其の他の回収を組織的に行はしむること



加里肥料不足と木灰類の増産

◆木灰の蒐集利用は目下の急務

時局に對應し裏作増産は急務中の急務である殊に本年は未曾有の旱魃の爲水稻甘藷其他作物は何れも早害を蒙り大なる減收を來した。之が對策として裏作の大増産を圖り食糧の補給を爲し更に進んで移輸出に向けることは國策に順應する銃後農村の最大の務めである。

歐洲動亂の結果、是迄輸入されて來た硫酸加里、鹽化加里は輸入困難となり、之が使用は當分見透しがつかなかつた。斯る難關を切り抜

けるには自給肥料―特に木灰類―の蒐集利用に努め不足成分の補給を爲すが刻下の急務である。

一 木灰の生産量

本縣農家一戸當りの草木灰施用量は一ヶ年十四貫程度であるが、注意して蒐集すると八〇貫一二〇貫を得られる。其の生産量は普通燃料一〇〇貫に對し大体次の通である。

雜木 三、五貫

檜 二、五貫

桑 三、四貫

稻藁 一五、〇貫(燃燒甚だしからざるもの)

粗穀 二〇、〇貫(同上)

二 灰類の加里成分

◆木灰の加里成分は材料種類に依り異なる。潤葉樹を材料とするものは一〇%、針葉樹を材料とするものは六%程度を有する。落葉、藁類を原料としたものは成分が低く例へば

桐落葉 三五五
藁 灰 四、五

粗穀 灰 〇、三七
併し草木灰類は近來燃料の關係上一般に加里

成分が減少せる傾向があるが、農林省農事試験場に於ける分拆調査を示せば次の通である。

種類	水溶性			全加里に對する水溶性加里の割合	備考
	最	多	最		
木灰	八、二六%	〇、二四%	二、五二%	五一	
葉灰	五、八六	一、三六	三、四〇	六六	
草木灰	七、五五	一、二七	三、八九	六六	
都市雜灰	四、三三	〇、五〇	一、四七	三九	通常大阪灰とも云ふ

◆塵芥灰は近時都市に於て製造し之を肥料として販賣しつゝあるが、土砂を含む事多く加里成分も甚だ低い。農林省農事試験場にて全國各地の都市生産塵芥灰に就き調査せる結果に依れば

塵芥灰の加里成分(水溶性加里分として)

最高 二%〇二
最少 〇、一〇
平均 〇、八四

◆鳥取市塵芥灰の加里成分
水溶性加里平均一%二四(全加里三%〇二)
全加里に對する水溶性加里の割合は四一%である。

三 灰類の名稱と加里成分

販賣せらるゝ灰類の名稱は從來木灰及塵芥灰の名稱のもとに取引せられて居たが、都市産の灰には煉炭及豆炭等より生ずる土砂を多量に混じて居り加里成分も非常に低い之を木灰として

販賣せしむる事は弊害が多いので先般農林省令を以て灰類の名稱を次の通りに區別をした。

草木灰及び木灰は加里成分五%以上を含むもの
都市雜灰は加里成分五%以下一%迄のもの

以上の通り區別せられたので、購入の際は保證成分量と共に其の名稱に就て注意する必要がある。

尙加里鹽の不自由なる結果諸種の加里質肥料が出現するから充分注意を要する。市場に出ている普通のものとしては

「セメントダスト」全加里二―五% 水溶性加里一%―二%、石灰分三〇%
セメント工場より産出する「セメント」副産物の粉末まで硫酸加里が主成分で水溶性加里が少ない。従來は富國加里又は加里石灰と稱され賣出されてゐたが、其の名稱から色々な弊害が起る結果農林省では之を「セメントダスト」なる名稱に統一し、水溶性加里一%

以上のものに限り販賣を許すことゝなつた。「苦汁加里鹽」 水溶性加里九%以上 製鹽副産物として出てくるもので多量の鹽素を含む。鹽素の含有量は一九%以上にも及ぶから鹽素を嫌ふものに對しては注意を要する。又「タドン灰」は平均加里全量一%六一「石炭灰」は平均加里全量〇%三であるから取扱施用については十分注意を要する。

四 灰類の採集

灰類は放置して置けば飛散損失する計りで無く長く高熱に會はずれば其の成分の炭酸加里は次第に硫酸加里に變化して不溶性となり肥効は減退するものである。例へば雜木を燃料とせる場合材料一〇〇貫に對し

取 扱 方	數 量	加里成分量
普通に放置する時の灰の生産量	三、五貫	〇、三四三
灰の出来るに従ひ採集する時の灰の生産量	四、二貫	〇、三七六

故に灰は毎朝採集して火氣に注意し、且つ濕氣を防ぐ設備を爲すことにより優良なるものを多量に得る事が出来る。

五 藁稈類及山野草の加里成分
藁稈類及山野草中には多量の加里を含み其の大部分は水溶性である、農林省農事試験場の調査に依れば次の通りである。

種 類	水 分	全 加 里	水溶性加里	同 上 比 率
水 稻 藁	一二、五%	一、六八%	一、六二%	九六、五%
小 麥 藁	一三、一	一、三八	一、三一	九五、〇
大 麥 藁	一四、一	一、五九	一、五二	九五、六
裸 麥 藁	一四、一	二、三六	二、二七	九六、〇
山 野 草	一二、八	一、九九	一、八七	九一、〇

植物は枯れると加里成分は水に溶けて流れるし、堆積中雨水に逢はせると同様加里分は三、四割減じてしまふ、故に適切なる管理のもとに多量の加里成分を含んだ堆厩肥を製造することが肝要である。

六 本縣下に施用せらるゝ加里成分
加里成分の効果は窒素成分磷酸成分と同様各作物に缺く可からざるものであり、加里成分は動物質肥料中には殆んど含まれて居ないが植物性肥料には相當量含まれてゐる。従つて之等諸種の肥料から施用されて居る加里分は相當數量

に上る。之を昭和十二年本縣肥料消費統計から見ると次の通りである。

(イ) 販賣肥料より供給せらるる加里成分	種	同上中に含まるる加里成分
大豆	油粕	二五千貫
其他植物質肥料		七
草	木灰	八
加里	鹽	九六
化成肥料		二二
配合肥料		一二六
計		二八五
(ロ) 自給肥料による加里成分	種	同上に含まるる加里成分
堆肥	厩肥	三七九千貫
綠肥		三一
人糞	糞尿	六六
蠶糞	蠶渣	八一

藁	山野草	三四
草	木灰	四二
其他		一五
計		六四八

自給肥料販賣肥料合計加里成分は九三三千貫で、自給肥料はこの中七〇%販賣肥料三〇%である。加里鹽として、施用せらるるものは約二四萬五千貫總量の二割六分に過ぎない。故に加里鹽は大体に於て堆厩肥を主とする自給肥料より施用せらるるものと云ふ事が出来る。

一体販賣肥料の加里鹽が我が國一般に使はれ出したのは近年であつて大正年間には殆んど消費されてゐなかつた。それが昭和三年に入り約一萬七千噸、昭和四年五萬二千噸、爾來年々増加して昭和十年以降は次の通の激増を示してゐる。

昭和十年	一六萬噸
昭和十一年	一二萬噸
昭和十二年	二〇萬噸

右の中國内生産は僅かに三分程度で他、輸入

に仰いでゐる状況であるから此際自給肥料の増産利用を圖つて加里の不足を補はねばならない

七 灰類の蒐集利用

本縣農家の灰類の施用量は一戸當僅少であるから灰類の蒐集利用には殊に留意實行を期されたい。之が爲には

- (イ) 各戸灰類の利用
- (ロ) 市街地の灰類の利用
- (ハ) 工場灰類の蒐集利用
- (ニ) 部落に於ける灰焼場の設置利用

等を考究するとまだ、増産の餘地は残されてゐる。市街地、鳥取市、米子市、倉吉町等の市街地灰は未だ充分利用されてゐるとは云へない状態にある。鳥取市では國防婦人會の手で相當能く蒐集され産業組合の手を通じて「國防灰」の名のもとに取扱はれてゐるが、かかることは廣

く普及さる可き方法である。更に市街地附近農家は肥取りの際灰類をも集めて利用する方法等も考究さるべき事であり、市街地の各戸とも連絡を取り相協力して廢品の利用に邁進し増産確保に努むべきである。



物價騰貴は 何故防がねばならぬか

戦争になれば物價が高くなるといふのは誰も知らぬ人はない常識です。日本の物價も支那事變勃發以來次第に騰貴してゐますが、歐洲に戦争が勃發してこの物價高の傾向は更に拍車をかけられました。しかし支那事變を遂行して新東亞の建設といふ聖戰の目的を貫徹するにはどうしても物價騰貴を防がねばなりません。「インフ

レだ。大戦景氣の再来だ」等と有頂天になつてゐられる場合ではないのです。

戦争が起ると物價が高くなるのは、戦争の爲めに非常に多くの物資が消耗される上に、澤山の人が召集されて勞働力の不足を來し、また肥料や化粧品を作つてゐる工場まで軍需品工場に變るなど、いふいろ／＼の原因のために物資が不足するからです。

同時に軍需品を調達する必要から政府が巨額の公債を發行し、従つて通貨が増發されるので物價騰貴は更に拍車をかけられます。また戦争のためには澤山の物資を外國から輸入しなくてはなりません、その資金に限りがある場合には物資の供給が不足し、従つて物價が騰貴します。

では戦争で當然あがる筈の物價をどうしてあげてはならないかといふと、物價がどん／＼上ると豫算で豫定してある一定の軍需品の調達が出来なくなり、例へば一台十萬圓の飛行機を百台作るために一千萬圓の豫算がとつてあつ

たとして、物價が上つて一台十五萬圓になれば六十六台しか作れません。

また支那事變を遂行し、新東亞を建設するには日滿支を一體とする生産力の擴充が是非とも必要で、政府は國防産業と重要基礎産業について日滿支一體の四ヶ年計畫をたて、昭和十六年末までに大体自給自足出来るといふのを目標にしてゐますが物價が騰貴すればこれも豫定の計畫が遂行出来なくなります。

一方軍需資材や生産力擴充資材の外國に仰がねばならぬものを輸入するためには、産金の増加と共に輸出を増進して海外からの物資輸入力を増大させなくてはなりません、國內の物價が騰貴するとそれに伴つて輸出品の價格も騰貴して輸出も振はなくなつて來ます。

それからまた、物價騰貴は國民生活にとつて非常に大きな脅威となります。今日のやうに支那事變といふ大きな戦争をしてゐる場合には軍需工業その他のいはゆる般産業關係者は収入が増加してゐますが、國民の大部はいく、物價

が上つても収入は大して増える見込はなく、従つて生活は非常な脅威を受けます。大戦後のドイツやロシアのやうにはならなくても銃後の國民生活に不安があつては戦線の將兵も後顧の憂ひなく活躍するわけには行かないでせう。

以上述べたやうな四つの理由から、支那事變を遂行し、新東亞建設の聖戰目的を貫徹するにはどうしても物價の騰貴を抑へなくてはならないのです。

歐洲に戦争が起つても支那事變だけはやり遂げなくてはならないのですから、物價騰貴を避けなくてはならないとは同一です。徒らに好景氣を押へつけようといふのではありません。

平時の自由經濟であれば物の値段が上ればそれだけ生産が増え、一方消費は自然に減つて従つて物價は自然に下ります。ところが戦争經濟下の現在では日本全體のあらゆる生産力を動員して軍需品を作り、それでも足りなくて外國から輸入するために、一般の民需に對して制限を加へてゐる有様ですからこのうへ物價が上つた

からといつても國內の生産が急激に増えることは期待出来ません。また戦争のために使用される物はどんなに高くても使はなくてはならないから、値段が高くなつたからといつて消費が減ることはありません。従つて値段が下ることもありません。

物價が上るといふことは通貨の値打が下るといふこと、つまり物に較べて通貨が多過ぎるといふことです。平時であれば日本銀行が市中に流通してゐる通貨を引揚げて物價を下げることも出来ませんが、戦時下の今日では戦争に必要な物資だけはどうしても買はなくなくてはならないのです。公債の發行によつて得た巨額の通貨はどうしても一度は市中へ出さなくてはなりません。

ではどうして物價を抑制するかといふと先づ第一に政府が物資を買つて國民の手に渡つた巨額の通貨を貯蓄として市中から吸ひ上げ、悪性インフレーションを防止することです。これにはどうしても國民の愛國心が必要です。増税や愛國公債

の賣出しも通貨の膨脹を防ぐためです。

一方、物の價格については公定價格を定めませんが、物がなくなつて來るといくら公定價格を決めても結局闇取引が行はれるやうになつて來ます。これを抑へるには經濟警察の取締だけでは駄目で配給機構の統制と直接物の消費を統制することが必要となつて來ます。今後の物價統制は從來のやうに單に製品の價格を抑へるだけではなく、商品の原料から消費までのあらゆる過程、即ち原料品の價格から賃銀鐵道船舶の運賃まで統制していはゆる正常價格を定め、更に進んで配給から消費の統制にまで進まなくてはなりません。今度の價格停止令はこのための應急措置です。

物が不足してゐる時にはいくら抑壓しようとしても出來るものでないといふのがこれまでの考へ方ですが、これは平時の自由主義經濟の考へ方で戰時經濟では是非必要な物資だけは物動計畫によつて必ずとつてある筈ですから、買溜や賣惜みさへしなければ、不足勝ながらどうに

かやつて行ける筈です。それで一方に公定價格を定めると同時に他方物價決定の基礎である物資需給の調整をやり、物の配給と消費に強力な統制を加へれば物價を抑制することが出来るのです。

物價が上つて困るのは國民お互ひです。品不足を見越して賣惜んだり、買溜めをすることはそれでなくても不足な物資の供給を更に不足させ結局聖戰の遂行の妨げとなることをはつきり認識してお互ひに慎まねばならぬこと、思ひます。國民一人一人の買溜めがどんなに大きな力を持つかは昨年春の晒木綿の暴騰を見ても明らかで、假りに一人一反づゝ買溜めても五千萬人では五千萬反となるわけでどんな商人の買占めも及ばぬ大きな力を持つてゐます。今後配給や消費の統制が更に強化されるでせうが、我々國民は出来るだけ物資を節約して物價調整に協力する心がけが必要です。



世界始つて以來、各邦及び民族の興亡は變轉極りないが、ひとり我國のみは有史以來既に二千六百年駁々として進み來り而も民族の生活力は常に新しく益々膨脹の趨勢

を示してゐる。これは實にわが國體の精華に依るものであるが、尙又日本民族が全體として生物學的に優秀な事に基因するものと云はねばならぬ。

然し今や我が國の人口狀態を深く考慮するとき、吾々は常に過去の民族發展にのみ心酔して安逸をむさばつてはならぬものあるを痛感せざ

るを得ぬ。わが國は近來年々九千萬乃至一億の人口増加を見てゐるのであるが、これは恰も我が鳥取縣の人口の二倍にあたり、最近迄はこの増加しつつある人口を如何に處理すべきか、社會政策上の大問題であつた。然るに今次事變始つて以來問題は全然一變した。今日では新東亞の建設、大陸の發展的經營と云ふ重大使命の爲に莫大の人口を要求してゐる。この要求は事變が終了しても停止するものではなくして、長期建設の爲には人的資源要望の聲は益々高くなるであらう。

この人的資源要望の増大する現状及び將來に對して、日本の人口狀態は今日果して如何なる傾向にあるかと云ふと、なるほど人口増加は毎年九十萬乃至百萬もあるけれども、之を詳しく分拆して見ると決して安心を許さないものである。